

## 神奈川県動物愛護推進員の活動等に関する要領

この要領は、神奈川県動物愛護推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、神奈川県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の活動等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 1 推進員の活動内容

(1) 要綱第3条第1項に基づく推進員の活動は、次に掲げるものとする。

ア 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について理解を深めるため、地域の自治会、子ども会、老人会、教育施設、福祉施設、医療施設等が行う事業における次の活動

- (ア) 動物愛護思想の普及
- (イ) 動物の適正飼養に関する知識の普及
- (ウ) 動物を介した福祉、医療への貢献
- (エ) 学校飼育動物に関する支援
- (オ) その他動物愛護管理に関する事業

イ 住民や動物の所有者に対し、その求めに応じて、行う助言等

- (ア) 動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言
- (イ) 動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡のあっせんその他の必要な支援
- (ウ) 動物の適正な飼養方法に関する情報提供及び助言
- (エ) 災害時の動物救護活動に関する情報提供及び助言
- (オ) その他、動物愛護管理に関する情報提供及び助言

ウ 国、県（保健福祉事務所（保健福祉事務所各センターを除く。）又は保健福祉事務所各センター（以下「保健福祉事務所等」という。）、神奈川県動物保護センター等）及び市町村が実施する次の事業への協力、広報活動

- (ア) 動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発に関すること
- (イ) 動物の譲渡に関すること
- (ウ) 災害時動物救護活動に関すること
- (エ) その他、国、県及び市町村が実施する動物愛護管理に関する事業

(2) 推進員が行う活動は、法令に基づく行政権限の行使に基づくものと解釈してはならない。

### 2 推進員の委嘱

要綱第2条の規定に基づく知事による推進員の委嘱は、第1号様式による委嘱状を交付して行う。

### 3 動物愛護推進員の証

要綱第4条第3号の規定による動物愛護推進員の証は、第2号様式によるものとする。

### 4 推進員の活動中の事故等への対応

- (1) 推進員の活動中の事故に備え、推進員は、委嘱と同時に県の負担でボランティア保険に加入するものとする。
- (2) 推進員はその活動に伴い県民、飼養者、推進員及び動物等に事故、トラブルその他の異常が発生した場合は、速やかに住所地を所管する保健福祉事務所等又は藤沢市保健所に報告するものとする。

### 5 活動報告

要綱第7条第1項の規定による推進員の活動の報告は、第3号様式による活動報告書により、住所地を所管する保健福祉事務所等又は藤沢市保健所を経て知事に提出することにより行う。また、知事の求めがあった場合は、その都度報告を行う。

#### 附 則

この要領は、平成21年2月16日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年10月3日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式

委 嘱 状

様

あなたに神奈川県動物愛護推進員を下記の期間委嘱します。

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

神奈川県知事

第2号様式 (用紙 縦6センチメートル 横9センチメートル)  
(表)

第 号	神奈川県動物愛護推進員の証		
写真	氏 名	年 月 日	生
	委嘱期間	年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日	神奈川県知事		印

(裏)

この証明書を携帯する者は、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第21条により委嘱された動物愛護推進員であり、その関係条文は、次のとおりである。

(動物愛護推進員)  
第21条 知事は、法第38条第2項各号に掲げる活動を行うほかこの条例の施行について協力を求めるため、動物愛護推進員を委嘱する。

動物の愛護及び管理に関する法律(抄)  
第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

第3号様式 (用紙 日本工業規格A4縦長型)  
動物愛護推進員活動報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

神奈川県動物愛護推進員  
住所  
氏名

下記のとおり、 年度 ( 年 月～ 年 月) の活動内容を報告します。

記

月 日	活動内容